

平成25年(ワ)第515号, 第1476号, 1477号

福島第一原発事故損害賠償請求事件(国賠)

原告 遠藤行雄外

被告 国外1名

第54準備書面

(中間指針批判, ふるさと喪失慰謝料)

2016(平成28)年11月15日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 福武公子

弁護士 中丸素明

弁護士 滝沢 信
外

はじめに

本準備書面では, 中間指針が和解仲介基準にすぎないこと(第1), 原告らのふるさと喪失慰謝料が平穩生活権侵害を内実としていること(第2), その賠償額が少なくとも2000万円を下らないこと(第3)を主張する。

第1 中間指針等の位置付け

1 原賠審の位置付け

そもそも原賠審は、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（原賠法18条2項1号）を目的として設置された機関である。

また、原賠審の定める中間指針等は、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）として定められたものである。

すなわち、中間指針等は、和解の仲裁を行うことを目的として、当事者による自主的解決に資する一般的な指針として策定されたものである。

当然ながら、専門家らも、このような指針を作成するという目的で審議したのであって、裁判規範たる賠償基準を策定することを目的として審議したわけではない。

2 中間指針等の性格

(1) 賠償範囲・賠償額の制限を示したのではないこと

まず、中間指針等は、あくまで当面の、最低限の賠償を示すものとして策定されたものであることを忘れてはならない。決して、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではないのである。

中間指針の冒頭において、「この度の指針（以下「中間指針」という。）は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。」（乙二共1号証2頁）と述べられている。

また、中間指針追補においても、「なお、中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」（乙二共2号証2頁）と述べられている。

さらに、中間指針第四次追補においても、「なお、本審査会の指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる。また、本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」（乙二共16号証3頁）と述べられた。

以上のように、中間指針等で繰り返し述べられているとおり、中間指針等は、あくまで最低限の賠償を示したものに過ぎない。そして、被告東京電力自身これを認めているからこそ、中間指針等に示されていない横だし・上乘せの賠償を行っているのである。

（2）一方当事者に配慮した不十分なものであること

中間指針等は、「この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれる」とあるように、被告東京電力と被害者との間の合意形成による自主的解決を志向して作られたものである。これを策定した原賠審は、原子力損害賠償法18条に基づき、和解の進行を促進することを目的として設置された。それゆえ、強制力を持つ裁判と違い、一方当事者たる被告東京電力の意向を無視できず、被告東京電力が納得するものを志向して作られた側面がある。第21回審査会において、原賠審能見会長は、「指針というのは、東電を縛

るものではなく、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。」「東電としてもそういう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割である。」「東電が納得してといたしますか、合理的に考えれば納得して、賠償を支払うという金額を定めることになりますので、(中略)ただ金額を多くすればいいというものでもない」と述べている(甲二共29号証17頁及び23頁)。

また、国庫負担増大への配慮がなされている可能性がある。原子力損害賠償支援機構法において、国が被告東京電力の賠償を支援することになっているため、被告東京電力の賠償の拡大は、国庫負担の増大に直結する。それゆえ、被告東京電力による賠償を低廉に抑えるという思慮が働く状況下で策定されたものであると言える。そもそも、本件訴訟をはじめとした本件事故による被害について損害賠償を求めた全国各地の訴訟において、被告となっている国の設置した機関が策定していること自体、本質的欠陥を抱えていると言わざるを得ない。

以上のように、中間指針等は、一方当事者に配慮し、低廉に抑えられた賠償金額が示されたものである。

3 審議過程での作成者の認識

中間指針等のこのような位置づけについては、原賠審の審議中にも委員から繰り返し言及されている。

原賠審の第1回会合(2011〔平成23〕年4月15日)では、委員の1人である鎌田薫教授(早稲田大学総長、早稲田大学法務研究科教授)が、「だれが見てもこれは賠償しなければいけないというものについて、とりあえず一義的に指針を定め」るべきであると発言している(甲二共145号証31頁)。そして、この意見が審査会における議論の基調となっており、能見会長も折に触れてこの点を強調している。

避難指示等がなされた区域外からの避難者について、すなわち賠償対象となる

人の範囲を広げることについて初めて議論された第12回会合（2011〔平成23〕年7月29日）でも、鎌田委員は、「たびたび確認もさせていただいているんですけども、この指針の中で、具体的に賠償されるべき損害の範囲として摘示されなかったものは、賠償されるべき損害の範囲から外れているんだというわけではないということ、つまり、どこまでが賠償されるべき損害の範囲かということのすべてを決めるのが、この指針の役割ではないということが大前提だと思うんですね。」、「かなり微妙なところまで全部決まらないう指針が出せないということになれば、それだけ、この指針に従った迅速な救済というのが遅れていくので、もともと第一次指針のときから、少なくとも最低限、だれが見てもこれだけは必ず賠償されるべきだという疑問のないところから順に拾い上げていきましょう。しかも、運用するたびに、一見、指針で賠償されるべきものとされているようだけれども、個別に審査しなければいけないというものでないところから、決められるところから決めていけば、少なくとも、その部分からは早く救済されるということで、一次指針、二次指針、そして、この中間指針というふうに来たんだと理解しています。だから、ここに書かれていないものは賠償しないというふうな宣言をしているという読まれ方はされては困るというのが大前提」と発言している（甲二共146号証32～33頁）。

また、第21回会合（2012〔平成24〕年1月27日、郡山市で開催）では、意見陳述した地元市町村長らの中間指針への厳しい批判に対し、能見会長は、「指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きながら、しかし、多数いろんな個別事情はあって、いろいろみんなばらばらですので、賠償する東電も納得して、迅速に支払ってくれるような、そういう意味で、共通の損害みたいなものを指針の中で取り出して、中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出してきているというものでございます。そういう意味で、これを前提として、指針に書いていないから賠償しないという考え方は、もともとおかしい。東電がそういう言い方をしているということは、私も聞き知っておりますけれども、それについては毎回毎回、審査会としても、

この指針の性質というものは、そういうものではなくて、個別の事情に基づいて生じる損害については、指針が上限になるものではなくて、それ以上の損害賠償というものは認められるというのが大原則でございます。」としながら、「指針というのは、東電を縛るものではなく、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。・・・普通の損害賠償の場合であればどうであるかというのを調べた上で、東電としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割である」、「東電が納得してと言いますか、合理的に考えれば納得して、賠償を支払うという金額を定めることになりますので、・・・」等と発言している（甲二共29号証16～18，23頁）。

これらの委員の発言からも分かるように、指針で定められている損害賠償の範囲やその金額は、誰もが、すなわち被告東京電力さえも納得せざるを得ない水準で定められたものである。これは、迅速な救済の実現を図る狙いとそもそも当事者間の合意を促進するための指針であるという性質上の制限から導かれるものである。それ故、これらの原賠審の示す指針は、その成り立ちや性質上、必然的に損害賠償の範囲や金額において、被告東京電力さえも反対しにくいような極めて限定的なものとして算出される特徴を持つこととなる。

指針の示す基準は、性質上極めて限定的なものとなっていることに十分な留意が必要である。

以上のとおり中間指針は、あくまで裁判規範たる賠償基準を策定することを目的として審議したわけではない。中間指針は、あくまで賠償を負担する一方当事者たる被告東京電力の支払に対する意思をも考慮した上で、迅速かつ画一的な賠償を実現するという目的のもとで賠償額を限定的に考えるものであり、このような特定の目的が公にも宣言され、指針自体にも明示されている。当然ながら個々の被害の実態も十分に検討されていない。これが司法における賠償法理と相容れないことは明白である。通常、訴訟において支払義務者の支払能力や支払意思によって損害の内容やその損害額が決まることはありえないであろう。

なお、以上の中間指針の基本的な理解を前提にして、具体的に避難に伴う慰謝料額の算定についても審査会の中で明確な根拠もなく自賠償保険基準が採用されるなど、被害の実態とは離れて恣意的に決められた経過があることについては、甲二共39号証・浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点について」(環境と公害43巻2号9頁以下)において詳細に言及されているとおりである。

第2 ふるさと喪失慰謝料

1 包括的利益としての平穏生活権の意義

訴状に記載したとおり、本件原発事故によって原告らが被った被害は、原告らが、本件事故前に築き上げてきた「丸ごとの生活」そのものである。

原告らが侵害された「丸ごとの生活」の中には、避難慰謝料では評価されていない権利侵害が存在し、原告らはこれを「ふるさと喪失慰謝料」として請求しているのである。

すなわち、原告らは、居住する場所を選択し、その地域で、家庭を築き、また、学校、職場、地域社会などを通じて様々な人間関係を築くことにより各種の共同体を形成し、それらの共同体(物的施設等も含む。例えば、家族という共同体の構成要素である自宅など)から多くの利益を受けて生活してきた。具体的には、原告らは、本件原発事故前、地域における大気中の放射性物質の空間線量を気にすることなく、自宅周辺の放射線量を気にすることなく、海産物、農作物から検出される放射性物質を気にすることなく、被ばくによる健康状態を気にすることなく、自然豊かな地域で、家族・地域と繋がり、共同体を形成し、自ら選んだ土地に家建て、密接な人間関係の下で職業を選んで生計を立て、栽培した野菜や果物を近隣の住民と交換しあい、近隣住民や近くに居住している親戚等の協力を得て子育てを行うなど、平穏で安全な日常的な社会生活を送り、人間関係・地位・財産・習慣や思い出等を築きあげてきた。このような「丸ごとの生活」そのもの

の侵害が、本件事故による被害の実相である。

上記のように、原告らが侵害された「丸ごとの生活」には、様々な法益が複合的かつ相互に関連し、影響し合っていることから、原告らの被侵害利益については、その中心的な諸要素を含んだ、憲法22条1項、憲法13条に由来する包括的な人格権そのもの、より具体的には、「包括的生活利益としての平穏生活権」と把握されるべきである。

すなわち、「包括的生活利益としての平穏生活権」とは、原告らが居住していた地域において平穏で安全な日常的な社会生活を送ることができる生活利益そのものであり、居住・移転の自由、平穏生活権、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない利益をも包摂したものである。

この点に関し、本件事故の被害調査を行い被害・損害論の研究を進めている研究者である淡路剛久立教大学名誉教授は、原発事故による被侵害利益について「未曾有の本件原発事故によって侵害された被害者のもっとも基本的な権利法益はなんだろうか。この点を避難中の被害者に問えば、躊躇なく「地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと」、「家族離散による生活の破壊」、「故郷を失ったこと」などと答えられるであろう。…原発事故によって侵害され破壊されたのは、根本的には日常生活そのものであり、そこから様々な具体的な損害が生じる。

平穏な日常生活を営む権利は、原賠法によって保護されるべき保護法益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権を含む）であり、「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）と呼ぶことができる。」としている（甲二共147号証・淡路剛久『『包括的生活利益としての平穏生活権』の侵害と救済』法律時報86巻4号97頁以下）。

そして、淡路剛久教授は、「包括的生活利益としての平穏生活権」に内包される「故郷（ふるさと）、コミュニティから享受する利益」について、以下の分析をしている。すなわち、「地域、コミュニティの機能とは、第1に生活費代替機能（野菜の交換等をいう）、第2に、相互扶助・共助・福祉機能（複数世代家族内、集落

共同体内で互いに面倒を見ること等をいう), 第3に行政代替・補完機能(「区」を中心とする活動等をいう), 第4に, 人格発展機能(子供の成長, 地域の交流等), 第5に, 環境保全・維持機能(里山の維持・管理等)であり, これらの機能を個々人が享受する利益の侵害が, 本件における被侵害利益の重要な部分である」としている(甲二共148号証・淡路剛久「福島原発賠償の法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号2頁以下)。

2 包括的生活利益としての平穏生活権の特徴

(1) 各種権利が包摂されていること

包括的生活利益としての平穏生活権は, 原告らが居住していた地域において平穏で安全な日常的な社会生活を送ることができる生活利益そのものであることから, 各種の権利を包摂するものである。

この点, 淡路剛久教授は, 精神的平穏が侵害された場合に精神的な人格権が, 生命・身体に被害をこうむるのではないかという深刻なおそれ・危惧によって人格権が侵害された場合に身体的な人格権に接続した平穏生活権が, それぞれ侵害されるとした上で, 「本件原子力事故(「・・・作用等」)によって侵害された法益は, 地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのものであることから, 生存権, 身体的・精神的な人格権—そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる—及び財産権を包摂した」ものであると分析されている(甲二共148号証・淡路剛久「福島原発賠償の法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号2頁以下)。

(2) そして, 淡路剛久教授の分析によれば, 本件原発事故における被害の特徴について, 次のように分析している。

すなわち, ①放射線被ばくの恐怖感・深刻な危惧感を覚えたこと, ②避難所・仮設住宅・その他仮住まい等で避難生活を余儀なくされ, 帰還できない間の精神的損害を受けたこと, ③本件事故前に居住していた地域社会に戻れないことによる土地・家屋に関わる損害を受けたこと, ④地域生活の破壊と損失の損害

を受けたこと，⑤純粹な環境損害（生態的損害ないしエコロジカル損害）を受けたこと，である（甲ニ共148号証・淡路剛久「福島原発賠償の法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号2頁以下）。

(3) もちろん，原告らの被侵害利益は，これらに留まるものではないが，原告らが侵害された包括的生活利益としての平穩生活権を考えるにあたっては上記観点が重要である。

3 「包括的利益としての平穩生活権」に近い考えを示した裁判例

原告らが主張する「包括的生活利益としての平穩生活権」に近い考えを示した判決として，訴状記載のとおり，ハンセン病訴訟熊本地裁判決（熊本地裁平成13年5月11日判決・判時1748号30頁）が挙げられる。

同判決は，隔離政策によって隔離された場合の被侵害利益に関して，以下のように判示している。

「憲法22条1項は，何人も，公共の福祉に反しない限り，居住・移転の自由を有すると規定している。この居住・移転の自由は，経済的自由の一環をなすものであるとともに，奴隸的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず，自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ，人と接しコミュニケーションすることは，人が人として生存する上で決定的重要性を有することであって，居住・移転の自由は，これに不可欠の前提というべきものである。」

「法の隔離規定によってもたらされる人権の制限は，居住・移転の自由という枠内での確に把握し得るものではない。ハンセン病患者の隔離は，通常極めて長期間にわたるが，たとえ数年程度に終わる場合であっても，当該患者の人生に決定的に重大な影響を与える。ある者は，学業の中断を余儀なくされ，ある者は，職を失い，あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ，ある者は，結婚し，家庭を築き，子どもを産み育てる機会を失い，あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は，その患者ごとに様々

であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。このような人権制限の実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものととらえるのが相当である。」

ハンセン病訴訟事件における被害者らは、法の隔離規定によって、生活の本拠を奪われ、それによって「人生のありとあらゆる発展可能性」が大きく損なわれ、「人としての社会生活全般」を失われたというものである。

国による隔離政策がなされたハンセン病のケースと本件を同一視することはできないとしても、本件原告らもまた、元居住地において、本件原発事故前の生活利益、社会生活関係を維持するといった意味で「平穏な生活を営むことができなくなった」「住むことができなくなった」ものであり、その被侵害利益は共通しており、「被害の広範性、継続性、長期性、深刻性、全面性、地域社会と生活の根底からの破壊」といった特徴、さらにはそのような被害が国策によってもたされたという点においても共通するものということができる。

4 包括的生活利益としての平穏生活権の内容及び重要性

(1) 居住・移転の自由の意義及び重要性

① 居住・移転の自由の重要性（精神的自由権や人格権の基礎であること）

居住・移転の自由（憲法22条1項）とは、言うまでもなく、自己の欲する地に住所または居所を定め、あるいはそれを変更する自由、および自己の意に反して居住地を変更されることのない自由を意味する。

この居住・移転の自由は、単に経済的自由としての性格のみならず、人身の自由とも密接に関連し、表現の自由（意思伝達・意思交換など、知的な接触を得るための移動）、人格形成の自由といった多面的複合的性格を有する権利として理解されている（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』第5版222頁、野中俊彦ほか『憲法I』第5版458頁）。また、「居所を自由に定めたり、自由に移

転して他者とコミュニケーションをとることは、精神的活動と人格形成にとって必須の前提である」とされ、「居住・移転の自由は、精神的自由権や人格権の基礎」「人間が生きる基盤そのもの」としても理解されている（杉原泰雄編『新版体系憲法辞典』567頁，佐藤幸治『日本国憲法論』296頁）。

このような考え方は、例えば、ハンセン病訴訟熊本地裁判決でも「居住・移転の自由は、経済的自由の一環をなすものであるとともに、奴隷的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず、自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションすることは、人が人として生存する上で決定的重要性を有することであって、居住・移転の自由は、これに不可欠の前提というべき」とし、その趣旨が反映されている。

② 権利侵害の実態

本件原発事故によって、ある者は、自身の故郷又は愛着のある場所であって今後住み続けることを希望していた場所である福島県及びその周辺地域から離れ、本来であれば住むことも希望せず、必要もない場所である避難先での苦しい生活を強いられている。また、ある者は、家族と共に放射性物質に汚染された福島県及びその周辺を離れ、別の場所で生活することを希望するにもかかわらず、仕事や親族など様々な事情から、避難することができずに、地元で滞在せざるを得なかった。

このようにいずれにしても、「住みたい場所」に居住することができなくなったという意味において、居住・移転の自由を等しく侵害されているものである。

こうした被害実態からすれば、本件において、原告らが侵害された「居住・移転の自由」の意義は、避難した者については、「放射能汚染といった影響から、自己の意に反して居住地を変更されないこと」を意味し、滞在者については、「放射能汚染のない地域に居住すること」である。そして、これらの自由の侵

害は、精神的自由権や人格権の侵害の原因となる行為であり、特に重要視されなければならない。

(2) 人格権の意義及び重要性（放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利，人格発達権，内心の静穏な感情を害されない利益を含む）

① 放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利の意義及び重要性

これまでの裁判例において、いわゆる「人格権」の一種として、平穏で安全な生活を営む権利（平穏生活権）が認められてきた。

例えば、騒音被害に関わる事例（横田基地騒音訴訟控訴審判決：東京高判昭和62年7月15日判時1245号3頁）においては「人は、人格権の一種として、平穏安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有して」おり、騒音・振動等はこの平穏生活権に対する民法709条所定の侵害であり、また、この権利は、「物上請求権と同質の権利として」差止の根拠となり得る「排他性」を有するとしている。

また、廃棄物処分場の差止事例（仙台地決平成4年2月28日判時1429号109頁）においては「人は、生存していくのに飲用水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損なうようなものであれば、これも生命或いは身体の完全性を害するから、人格権としての身体権の一環として、質量共に共存・健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される」とされている。

なお、こうした判決等で認められている「平穏生活権」は、原告が主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」の一部を構成する。また、同時に、一部を構成するものにすぎないことに留意される必要がある。

原告らが主張する「放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利」は、横田基地騒音訴訟等が問題とする生命，身体を法的保護の対象とする身体権（騒音等による不快感や睡眠妨害）そのものにとどまるものでは

なく、生命、身体に対する侵害の危険から引き起こされる危険感、不安感によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない人格権（身体権に直結した精神的人格権）を包括したものであるからである。

② 人格発達権の意義及び重要性

人間は、幼少期から青年期、壮年期を経て老年期に至るまで、人や環境との接触・交流を通じて変化し発達していくものである。子どもはコミュニティの中で大人や友達から学び、青年期にはそうした場を家庭や学校のみならず職場や趣味の場にもつことができる。さらに成長すれば社会的役割にも変化が生じ、様々な社会的貢献をするとともに、結婚・出産があれば新しい命を育み、家族と地域に新しい構成員が生まれる。そして壮年期・老年期になれば自らの家庭や地域での蓄積を次世代の者に引き継ぐ。そこには地域の恵みがあり、地域の職場があり、学びの場や遊びの場もある。これらの過程で人は心身の健康を得、時として葛藤もあるが、それ自体が発達のための重要な過程でもある。こうした営みは、地域コミュニティの中で生きているからこそのものであり、何物にも替え難いものである。このように、人は生を受けてから死に至るまで、自己実現のために、あらゆる発達可能性を持ちながら生きていくものである。

このような人格発達権については、基本的人権の各則としては、居住・移転・職業選択の自由（憲法22条1項）、財産権（憲法29条1項）、生存権（憲法25条1項）、家族生活における個人の尊厳（憲法24条）、教育を受ける権利（憲法26条1項）、勤労の権利（憲法27条）、さらには子どもの権利条約6条2項、9条1項本文、24条、28条によって保障される各権利と位置づけることが可能であるが、これらの人権を多面的複合的に制約されることは、単に個別的な人権を侵害したにとどまらず、人格発達権を侵害したものと評価することができる。

この人格発達権の侵害の重要な要素又は態様として、「地域コミュニティの喪失ないしは変容」があげられる。そこでは、地域コミュニティが果たしてい

た法的利益の実態が考慮されるべきである。原告らが主張する人格発達権は、これまでの生活基盤, 社会生活関係すべてから得られる利益そのものであって、かかる人格発達権が侵害された場合、人が個人として成長、発達している全ての局面、すなわちその者の人生において多大な困難を強いられることになるものであって、人格権の中でも重要な権利として把握されるべきものである。

③ 内心の静穏な感情を害されない利益の意義及び重要性

原発事故被害者らは、本件原発事故によって、単なる不安感や焦燥感が内心に生じたというにとどまらず、その生活基盤が根本から破壊されたため、様々な複合的な被害をうけ、それによって内心の静穏が害されている。すなわち、非常に多様かつ複雑な問題を現実突き付けられ、平穏な日常生活を脅かされ、人生設計をも左右する状況と背中合わせに生じている不安や焦燥を抱いているのである。

本件における内心の静穏な感情を害されない利益に対する侵害は、広範囲にわたる放射性物質による環境汚染に特有のものであって、本件加害行為の特殊性に照らせば、特に重視されるべき利益である。

かかる内心の静穏な感情に対する侵害は、「包括的生活利益として平穏生活権」の一部として理解することができる。すなわち、人格権については、上記のとおり、生命、身体、健康などの身体的側面を保護する人格権（身体的人格権あるいは身体権）と、精神や自由など精神的側面の保護を目的とする人格権（精神的人格権）があると解され、法的保護の程度（あるいはその確立の程度）には違いがみられるところ、本件における内心の静穏な感情に対する侵害は単なる「不安や焦燥」といった感情が生じたという程度のものではなく、「放射性物質の身体に対する影響がないとはいえないこと」からくるものであって、生命、身体、健康などの身体的側面を保護する人格権の侵害の結果としての内心の静穏な感情に対する侵害にほかならないことに留意されるべきである。

(3) 小括

このように、包括的生活利益としての平穩生活権とは、原告らの居住、移動の自由及び人格権（放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない利益を含む）を包摂するものであり、かかる平穩生活権が原告らの被侵害利益として捉えられるべきである。

そして、このような被侵害利益たる包括的利益としての平穩生活権には、上記のように様々な権利が包摂されていて、これを避難慰謝料のみで評価することは不可能であるから、原告らは、これを「ふるさと喪失慰謝料」として請求しているのである。

5 中間指針のいうふるさと喪失慰謝料

(1) 確かに、中間指針第四次追補において、帰還困難区域のみを対象に、一括払いで慰謝料の上乗せをしたうえ、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償するものとの説明が付されている。そのため、この新たな慰謝料につき、従前の日常生活阻害慰謝料及び見通し不安に関する慰謝料（原告らのいう避難生活に伴う慰謝料）とは異なる「故郷喪失慰謝料」と考えられなくはない。

(2) しかしながら、その実質をみると、第四次追補にて認められた1000万円の慰謝料は、従前の慰謝料と基本的に同質のものであり、故郷喪失慰謝料として新たに加算された慰謝料と評価することはできない。むしろ、単に、従前の慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけのものに過ぎないと評価すべきである。

なぜなら、第四次追補における1000万円の加算にあたって、第二次追補で示された600万円のうちの将来分（平成26年3月以降に相当する部分）を控除するとされている。つまり、両者は足し引き可能な同質のものであることが前提とされている。

また、第四次追補では、帰還困難区域以外につき、慰謝料額を引き続き月1

0万円としたうえで、それが積み重なった結果、故郷喪失慰謝料とほぼ同額になった場合、同慰謝料は頭打ちになるというのであるから、この点においても、両者は同質であることが前提とされていると考えられる。

- (3) そもそも、第二次追補では、慰謝料額を見直すことなく、慰謝料の対象となる精神的損害の範囲を、「長年住み慣れた住居」だけでなく、「地域における生活の断念」にまで対象を拡大していた。つまり、慰謝料の中身の読み替え、すり替えを行っていた。

そして、第四次追補においても、上記のように、損害の算定において従前の慰謝料と新たな慰謝料との性質が同質であることを前提にしながら、その対象となる精神的損害の範囲を、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」などと拡大させている。

このような経緯からすれば、第四次追補において、新たな慰謝料について故郷喪失慰謝料の意味を含むと説明されているとしても、実際にはふるさとの崩壊によって生じた精神的損害を算定しているものと評価することはできず、単に、従前の慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけというべきである（甲二共32）。したがって、中間指針第四次追補で示された「故郷喪失慰謝料」と前記3の原告らが主張するふるさと喪失慰謝料とは異質なものである。

第3 ふるさと喪失慰謝料額

- 1 原告らの「包括的生活利益としての平穏生活権」が侵害されたことは、原告ら本人尋問、陳述書で明白となっている。

この侵害は将来にわたって回復不能な損害であるため、原告ら各人は、本件事故までに形成してきた人間関係の喪失、自己の人格を育んできた自然環境・文化環境の喪失といった「ふるさとの喪失感」を抱き続けなければならない。

- 2 また、原告らの喪失感をこのように評価することは、慰謝料の算定にあたって

は、加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されなければならないところ、本件では被告東京電力の加害行為の悪質性や重大性が極めて大きいこと、あるいは、本件における加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性があることなどの諸事情が認められることからしても、妥当なものである。

- 3 そして、その損害を賠償するための慰謝料の金額は、各種の共同体から享受することができる多種多様な生活利益が喪失又は毀損され、その現状回復がほぼ不可能であること等に鑑み、原則として1人あたり2000万円を下らないというべきである。

以上